

第4回南部町・南部川村合併協議会会議録

南部町・南部川村合併協議会

第4回南部町・南部川村合併協議会会議録

開催日時	平成15年 3月27日(木) 午後1時00分開会・午後3時30分閉会							
開催場所	南部町役場 2階 大会議室							
議長氏名	玉井 尚 委員(南部町)							
会議録署名委員								
出席並びに 欠席委員 出席 21名 欠席 0名 凡 例 出席 欠席 ×	委員氏名			出欠	委員氏名			出欠
	南 部 町	副会長	山崎 繁雄		南 部 川 村	会 長	山田 五良	
		委 員	玉井 尚			委 員	岡田 政吉	
		委 員	平松 泰一			委 員	中家 克己	
		委 員	宮崎 常二			委 員	西玉 集一	
		委 員	杉本 正博			委 員	今木 國隆	
		委 員	立田 圭一郎			委 員	井口 黎明	
		委 員	三前 雅信			委 員	坂本 さわ彥	
		委 員	西野 正和			委 員	西 定吉	
		委 員	永井 恵子			委 員	永井 俊子	
	委 員	尾崎 剛通		委 員	瀧川 博己			
県	委 員	小住 博章						
合併協議会事務局	事務局長	小谷 芳正		事務局	谷本 忠広			
	事務局次長	大江 弘一		事務局	柴田 一人			
	事務局	寺谷 敦						
会議次第	別紙のとおり							
会議の経過	別紙のとおり							

会 議 次 第

- 1 . 開 会
- 2 . 会 長 挨 拶
- 3 . 会 議 録 署 名 委 員 の 指 名

- 4 . 議 事

報告事項

報告第 9 号 委員の変更について

報告第 10 号 「合併まちづくりに関するアンケート」報告書について

議案事項

議案第 9 号 平成 15 年度南部町・南部川村合併協議会予算について

議案第 10 号 平成 15 年度南部町・南部川村合併協議会事業計画について

協議事項

(協議・確認)

協議第 3 号の 2 新町の名称について (継続協議)

協議第 10 号の 1

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて (継続協議)

協議第 16 号の 1 総務企画関係事業の取扱いについて (再提案)

協議第 17 号の 1 保健衛生関係事業の取扱いについて (再提案)

協議第 18 号の 1 住民福祉関係事業の取扱いについて (再提案)

(提案)

協議第 19 号 農林水産関係事業の取扱いについて

協議第 20 号 商工観光関係事業の取扱いについて

協議第 21 号 建設関係事業の取扱いについて

確認事項

第 5 回合併協議会開催日程等について

- 5 . 閉 会

玉井議長 ただいまより第4回南部町・南部川村合併協議会を始めさせていただきます。

ただいまの出席委員は19人です。過半数に達しており、南部町・南部川村合併協議会規約第8条第3項の規定を満たしておりますので、会議を始めさせていただきます。

それでは、開会に当たりまして、南部町・南部川村合併協議会会長山田五良南部川村長よりごあいさつがあります。

山田会長 年度末を控え、あるいはまた南部町におかれては議会議員選挙を目前に控えられまして、大変お忙しい中でありまして、本協議会にご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

2月は南部川村議会議員選挙の関係で、本協議会は休会という形になっておりましたが、しかし、事務面におきましては進めてまいってきております。また、議会におきましても合併論議もなされたところでございます。

後から紹介ありますが、南部川村から新しい委員として副議長になられた岡田政吉氏が心新たにこの委員に委嘱をいたしました。

きょうのお願いをしておりますのは、お手元にお示しのとおりでございます。議事、報告事件2件とそれから議案事項2件、協議事項5件、それから新たに提案しておりますのが3件というような議案のお願いすることになってございますので、よろしくお願いを申し上げます。

なお、わけても名称の専門委員会より継続協議中の中間報告がございまして、それに対する全委員の皆さん方のご意見も承るということになってございますので、その点もよろしくお願いを申し上げます。

開会に当たりまして、一言あいさつにさせていただきます。ありがとうございました。

玉井議長 ありがとうございました。

それでは、本日の会議録署名委員を指名させていただきます。

本日の会議録署名委員は A委員さん、 B委員さんをお願いいたします。

では、議事に入ります。

初めに議事の 報告事項で、報告第9号の委員の変更についてを事務局より説明していただきます。

小谷事務局長 それでは、資料集の表紙含めて4枚めくっていただきますと、下にページ1と打ってございます部分、説明させていただきます。

報告第9号 委員の変更について。委員の変更について下記のとおり報告する。平成15年3月27日報告。南部町・南部川村合併協議会会長ということで、委員の変更、旧委員、南部川村2号委員小山博、新委員、南部川村2号委員岡田政吉委員。

本報告につきましては、さきの南部川村議会議員選挙によりまして、南部町・南部川村合併協議会規約第7条第1項第2号委員でございます、南部町と南部川村の議会の議員に交代がありました。

ので、今回より小山博委員にかわって岡田政吉委員が本協議会委員として新しく選任されましたので、その報告でございます。

以上で説明を終わります。

玉井議長 ただいま事務局より報告第9号の委員の変更についての説明がございました。

それでは、新しく委員のメンバーに加わっていただきます岡田委員さんに一言ごあいさつをお願いいたしたいと、こう思います。

岡田委員 南部川村より第4回からこの法定協議会の委員として選任されました岡田政吉でございます。どうかよろしく願いいたします。

(拍手)

玉井議長 ありがとうございます。

引き続きまして、報告第10号の「合併まちづくりに関するアンケート」報告書についてを事務局より説明いたします。

事務局。

小谷事務局長 続きまして、2ページにございます報告第10号でございます。

「合併まちづくりに関するアンケート」報告書について。「合併まちづくりに関するアンケート」報告書について別紙のとおり報告する。平成15年3月27日提出。南部町・南部川村合併協議会会長ということで、皆様の机の上の方に配付をさせてもらっております、右肩に資料2と書いてございます南部町・南部川村「合併まちづくりに関するアンケート」報告書でございます。

この報告書につきましては、さきの1月にアンケートを実施させていただいた分の結果をまとめたものでございます。それで、後ろの方に細かい町村別とか年代別のグラフつけてございますけれども、そこらをまとめたものとしまして、2ページと3ページにまとめを載せてございます。この分だけちょっと簡単にご説明申し上げたいと思います。

2ページの上側から、調査結果の要旨ということで、まちの現状評価のアンケートにつきましては、道路、交通利便性を除き、まちの現状に対する不満の声は少なかったと見られております。ですけれども、道路、交通利便性あたりが評価が非常に低うございました。

続きまして、合併の効果を尋ねた部分につきましては、「行政の効率化」ということを上げられた方が34.9%と非常に多くございました。効果につきましては行政の効率化。

それから、合併に対する不安につきましては、「中心地域と周辺地域の格差が不安だ」と答えられた方が45%の方でございます。

それから、続きまして3つ目で、地域の将来イメージの部分でお尋ねをさせていただきましたけれども、これにつきましては、「日本一の梅の里」という項目、これは54.7%と圧倒的に多くございました。続きまして、「豊かな自然を育むまち」「小さくてもキラリと光る」というのが続いて

ございます。

それから、「地域の自慢できるものは何ですか」という質問に対しましては、7割以上の方が「南高梅や備長炭などの特産物である」というふうに答えられてございます。

続いての、まちの将来の方向性についてお尋ねをした部分では、「生活環境が整ったまち」というのが44.8%ございました。続いて、「保健・福祉のまち」が44%、「自然環境を大切にするまち」と答えられた方が34.5%ございました。

それで、3ページに移りまして、産業振興の部分でございますけれども、梅の将来というところでは、「これまでの産業のスタイルを変えず、堅実にブランドを守ってほしい」という方が27%で一番多くございました。

それから、漁業につきましては、「水産物の加工、特産品の開発、南部ブランドを確立する」という方が27.7%で最高でございました。

商業部門につきましては、「商店街の環境改善などにより消費者の利便性の向上を図る」という方が50.3%、半数以上の方が回答されております。

林業環境につきましては、「備長炭や林産物などの市場拡充や流通・販売体制の強化を図る」というところで30.7%の方が回答されてございます。

続いて、豊かな自然環境につきましては、「官民協働で守っていく」という方が53.1%、半数以上の方が「海・山・川の豊かな自然環境の保全を官民協働で進めていく」というところに回答されてございます。

今までは大体地区別、年代別も同じなんですけれども、大きく考え方として違いがございますのが、次のインターチェンジ周辺の利用方法なんですけれども、合計をいたしますと、「優良農地として保全をしていく」というのが33.7%で1位でございます。2位としては、「商業ゾーン」ということで30.5%、それから、「緑地ゾーンとする」という方が25.1%でございました。これは両町村合わせた数字なんですけれども、町村別に見てみますと、南部町では1位が「商業ゾーン」ということになっております。2位が「緑地」、3位が「優良農地の確保」、南部川村では1位が「優良農地の確保」、それから「商業ゾーン」、「緑地ゾーン」という順になってございます。

それとあと、年齢層に大きく違いが見られるわけなんですけれども、若い年代ほどと申しますか、若年層ほど「商業地ゾーンとして活用したら」という意見が多くございました。年配の方々につきましては、年齢層が高くなるにつれて、「優良農地の確保」というところに回答されてございます。ここらが年代別、地区別で違いがございました。

それから、最後のまちづくりへのかかわり方につきましては、「広報誌やパンフレット、インターネットなどでまちづくりの動きを知る」という方が28.5%の方、続いて、「アンケートなどに回答する」という方が2番目でございます。21.1%でした。

以上がアンケートについての概略でございます。

なお、4ページ以下につきましては、町村別、年代別に表であらわしてございますので、またお家へお帰りいただいて、ゆっくりご熟読いただけたらと思っております。

このアンケート結果につきましては、次回提案を予定しております新町の建設計画の方に盛り込

んでまいりたいと思っております。ですので、アンケート結果を踏まえて、次回から協議をしていただけたらと思っております。

以上、簡単でございますけれども、アンケートの報告をさせていただきます。

玉井議長 ただいま事務局より報告第10号の「合併まちづくりに関するアンケート」の報告がございましたが、ご説明を聞いていただいたとおりであります。事務局から説明がありましたとおり、本日は時間の都合上、報告書の資料をお渡しするだけにとどめさせていただきます。報告書は各自よく読んでいただきまして、次回から提案されます新町建設計画（案）の検討資料としてご活用いただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

以上をもちまして、報告事項についてを終わりたいと思っております。

引き続きまして、 の議案事項に移らせていただきます。

議案第9号の平成15年度南部町・南部川村合併協議会予算について事務局より説明願います。

小谷事務局長 資料の3ページをお願いします。

議案第9号 平成15年度南部町・南部川村合併協議会予算について。平成15年度南部町・南部川村合併協議会予算（案）について別紙のとおり提出する。平成15年3月27日提出。南部町・南部川村合併協議会会長ということで、4ページに予算の表をつけてございます。

上側で歳入、負担金が1,200万とさせていただいております。これは構成町村負担金で、南部町600万、南部川村600万同額ずつでございます。

それから、県支出金350万円、県補助金で合併推進事業費に対する補助金として、県の方から350万を予定しております。

それから、繰越金が1,000円と諸収入が1,000円、これは費目のみ計上しております。

続いて、下側の歳出でございますけれども、運営費の会議費で199万8,000円、内訳としましては、報酬で79万5,000円。委員さん方の報酬、法定協議会を6回予定しております。それと、専門委員会を1回予定しております。

それから、旅費10万円、需用費が35万円、消耗品費と食糧費です。

役務費が17万4,000円。広告料でございます。専門委員会とか合併協議会の会議の開催案内を新聞等への広告をする予定で、広告料とさせていただいております。

委託料が41万9,000円。会議録作成の委託料でございます。7回分で約20時間を予定して計上してございます。

それから、使用料及び賃借料16万円。会場借上料ということで、協議等すべて整いましたら、調印式という形になるわけなんですけれども、どこでするかは決まっていらないんですけれども、一応会場借上料として16万円を計上させていただきます。

続きまして、2番目の事務費514万7,000円。内訳につきましては、旅費で50万円。これは新しく4月に入りますと、新町建設計画で国・県との事業のすり合わせ等、非常に多くなってこようかと思っておりますので、お願いをさせていただきます。

需用費が 113万 8,000円。消耗品費、印刷費、燃料費、修繕料等でございます。

役務費が72万円。通信費ということで、郵便料、電話料等をお願いしてございます。

13の委託料90万円。コピーの保守委託料です。

それから、使用料及び賃借料 158万 9,000円。これは回線使用料、通行料、機械・器具借料、これはコピーとファクスの借料です。車両につきましては、軽の箱バン 1台お願いしております。それから、事務所の借り上げとして70万円。これは電気、水道等について、従来の住民会館で使っておった分以上かかってございますので、その分は合併協議会の方で出そうということをお願いしてございます。備品等で30万円。

それから、下側で事業費 805万 7,000円。事業費内訳 225万円で、消耗品費、食糧費、印刷費。印刷費の 200万につきましては、毎月発行しております協議会だより、これも新年度、毎月各戸配布をしたいと思っております。

それから、委託料 580万 7,000円。これにつきましては、新町建設計画の最終概要版等をつくって、各戸に配布できたらなというふうに考えてございます。81万 9,000円。

それから、新町の例規整備業務 472万 5,000円。南部町と南部川村がなくなりまして、今の条例がすべてなくなりますので、新しく一から条例つくることになります。それらについて 472万 5,000円をお願いしております。

それと、ホームページ作成26万 3,000円。

それから、予備費として30万。

合わせて合計 1,550万 2,000円の予算でございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議、ご賛同のほどをお願い申し上げます。

玉井議長 ただいま事務局より議案第9号の平成15年度南部町・南部川村合併協議会予算についての説明がございました。これにつきまして、皆様方のご審議をいただきたいと思っております。

ご意見、ご質問を承りたいと思っております。

ございませんか。

ないようでしたら、ご承認いただいたと、こういうふうに思いますので、拍手をお願いいたします。

(拍手)

玉井議長 ありがとうございます。

続きまして、議案第10号の平成15年度南部町・南部川村合併協議会事業計画について事務局より説明願います。

小谷事務局長 資料集の5ページをお願いいたします。

議案第10号 平成15年度南部町・南部川村合併協議会事業計画について。平成15年度南部町・南部川村合併協議会事業計画(案)について別紙のとおり提出する。平成15年3月27日提出。南部

町・南部川村合併協議会会長ということで、6ページに表を載せてございます。

平成15年度南部町・南部川村合併協議会事業計画（案）。

項目としまして、会議の開催。これは月1回程度開催をする予定です。

それから、合併協定項目の協議・調整。これにつきましては、事務事業現況調査に基づき、調整項目の内容を検討、協議、調整をしまいたいと思っております。

それから、3つ目の市町村建設計画の作成。これにつきましては、新町の一体的かつ総合的なまちづくり計画である新町建設計画の作成をするということで、先ほどもございましたように、住民アンケートの結果等を踏まえて、各行政分野別の課題と、それに対応する施策や主要事業、財政計画、公共施設の利活用、さらにそれらを統括する合併後のまちづくりの基本方針についてコンサルタント活用して、作成をしまいたいというふうに考えております。

続きまして、事務事業の調整。これにつきましては、合併協議会で確認された調整方法により、事務事業の詳細な事項について具体的に調整を進めてまいります。大きなものとして、新町の電算システムの設計業務及びデータの統合業務。両町村コンピューターでやっている事業、非常に多くございますので、それらのすり合わせに時間を要するかと考えております。それと、新町の例規整備業務。これらの協議会で確認された調整方針に基づきまして、新しい新町での条例案を作成する業務を始めます。

続きまして、協議会だよりの発行。これは14年度と特段変わっておりません。毎月発行で、全戸配布をして、住民に対する情報提供を行う予定にしております。

それと、ホームページの開設。協議会の概要や会議の結果等を配信し、情報提供を行うということで、協議会を終わりますと、会議録とそれから資料につきましても、全部ホームページの方に掲載をしまいたいと考えてございます。

以上が15年度の事業計画（案）でございます。よろしくご審議、ご賛同のほどお願い申し上げます。

玉井議長 ただいま事務局より議案第10号 平成15年度南部町・南部川村合併協議会事業計画について説明がございました。

これにつきまして、皆様方のご審議をいただきたいと、こういうふうに思いますので、ご意見、ご質問ございましたら承ります。

ございませんか。

ご意見がないようでございます。

それでは、ご承認いただけるようでございましたら、拍手をお願いいたします。

（拍手）

玉井議長 ありがとうございます。

以上をもちまして議案事項についての審議を終わりたいと思います。

引き続き、の協議事項に移らせていただきます。

第1回から第3回までの協議会において提案されました5項目の協議事項について協議を行います。

まず、第1回協議会で提案されて、専門委員会に付託されておりました協議第3号の2 新町の名称についてのご協議をお願い申し上げます。

事務局から説明してください。

小谷事務局長 資料集の7ページにつけてございます。協議第3号の2ということでございます。

新町の名称について（継続協議）。新町の名称について継続して提出する。平成15年3月27日提出。南部町・南部川村合併協議会会長ということで、新町の名称に関する専門委員会より別紙のとおり報告するというので、これも皆様方の机の上に置かせてもらっております右肩に資料ナンバー1となっております分でございます。

これにつきましては、新町の名称に関する専門委員会委員長より協議会会長に別紙のとおり報告がございました。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしく申し上げます。

玉井議長 ただいま事務局から説明をいただきましたとおり、協議第3号の2については、専門委員会からの報告があります。

新町の名称に関する専門委員会の報告を求めます。

立田委員長さん、よろしく申し上げます。

立田委員 報告を申し上げます。

去る3月10日に私ども専門委員会を開催いたしましたして、その協議内容につきまして報告申し上げますが、既に新聞報道もされておりますので、皆様方にはおおむねご理解等、ご承知をいただいていることと思っておりますけれども、ただいま事務局から説明のありましたとおり、お手元に資料が添付されておりますので、どうかごらんをいただきたいと思っております。したがって、かいつまんでご報告を申し上げます。

このたび実施いたしました選択式アンケートの集計結果につきまして、まず私ども協議をいたしました。アンケートの回収率が39.8%にとどまりまして、さきの新町の建設計画に関するアンケートに比べて低率でありました。つまり無回答が60.2%に及んだということでもあります。このことについてでありますけれども、かねがね「南部」の文字を残したいという思いが住民の皆様方に浸透していたために、名称が大きく変わらないだろうという判断から、アンケートに消極的になったのではないかと。また、当初から「南部」になるのではというような見方も、住民の皆さん方の間に広まっていたからでもないだろうか。また、南部町と南部川村の合併では、名称問題でもめるようなことはないと考えた方もおられるのではないかと判断をさせていただきました。

さて、アンケートの集計結果でありますけれども、資料をごらんいただいたらおわかりではありま

すけども、選択肢の結果では平仮名「みなべ町」が35.4%、漢字「南部町」が23.8%、漢字「南部川町」が16.1%、平仮名「みなべがわ町」が16.0%、「南部」を含んだ名称が4.2%、その他、以外を合わせて4.4%という結果に相なりました。当然の結果として「南部」が多かったわけですが、梅をさらに売り出すチャンスと考えて名称を変えようという意見なり、南部の産業、産物のさらなる振興によって新しいまちづくりに取り組む名称なり、南部郷の郷土愛に触れる名称など、参考ではありましたが、「自由な発想に基づく貴重なご意見は大変尊重し、今後のまちづくりに生かしてもらいたい」と、そういう意見などが出りました。

また、漢字「南部川」と平仮名「みなべがわ」を合わせて選択された方が32.1%おられたわけがありますけども、漢字「南部」と平仮名「みなべ」を合わせて選択されたのが59.2%、つまり約6割を占めることから、住民の意向、皆さん方と私ども協議会との共通認識が一致するものと判断をさせていただきました。

したがって、漢字の「南部」か平仮名の「みなべ」かに絞って協議を重ねました。漢字につきましては、「平仮名では何か少し重みがない。けれども、漢字『南部』では合併しましたというインパクトに欠ける」「歴史的にもまたは伝統的にも、漢字『南部』を尊重したい」。また、「奇抜な名称をつけたらマスコミが取り上げてくれると思うけども、小手先だけでつけた名前で、果たして目的とする効果があらわれるものなのか。100年先を考えたら、新しい名前よりやはり伝統のある名前を尊重することが大事ではないか」「今、平仮名指向が多く、そして、漢字離れが全般的に普及されているようにも思う。『南部』を『なんぶ』と読み換えられることはあるが、それを『南部』と名称を売り出す努力を過去から続けてられてきたし、今後我々もその線を努力すべきだと思う。現に公共施設や公的機関、地名などにおいて、広く『南部』が多く用いられている名称である」等々の意見が出されております。

一方また、平仮名「みなべ」につきましては、「合併するのだから、平仮名『みなべ』の方が新鮮味がある。書きやすいし、やわらかみもある。『南部』を『なんぶ』と読み換えされることもない」「平仮名にすれば重みがなくなるような気はする」「平仮名は読みやすいという利点はあるが、名称の持つ意味がなくなる」等々の意見も出ました。

そうした中、「漢字、平仮名の両方に魅力があるし、それぞれに言い分がある。両方ともよいと思うくらいなので、ここは合併協議会委員の皆様方のご意見を拝聴して、その上で再度専門委員会を開いて協議してはどうか」と、そういう提案がなされました。この提案を受けまして、私ども専門委員会といたしましては、新町の名称の選定は合併協議で極めて最重要事項であるという認識の上からも、委員の提案を当日の委員会のまとめとして、本日の協議会に報告とそしてお願いを申し上げる次第となったわけでありました。

どうか各委員の皆様方のご意見を拝聴させていただきたいと、そのように思いますので、どうぞよろしくひとつお願いをいたします。以上で報告を終わります。

玉井議長 ありがとうございます。

専門委員会の報告は、新町の住民アンケートの集計結果をもとにして、先日開催された第4回新

町の名称に関する専門委員会での協議の内容でございました。

専門委員会では、新町の名称について漢字の「南部町」、平仮名の「みなべ町」ということで議論されております。さらにより多くのご意見を聞きたいと、こういうことから、委員さん方のご意見を求められておるわけでありまして。各委員さんのご意見を漢字か平仮名かに絞った内容で、自由なご発言をお願いしたいと思っております。どうぞお願いします。

Ｃ委員さん。

Ｃ委員 今、委員長さんからの話をお聞きしまして、ごもっともな話だということを確認いたしました。

しかし、南部川村としていろんな方々の意見を聞いてみますと、なるほどということがいっぱいあるわけですが、まず、平仮名の「みなべ」が良いという人は、南部町と南部川村の場合、漢字だったら南部町が良過ぎるやないかと。南部川村はもう何もかも全部やりかえする必要があると。漢字だったら、南部町はそのままいけるやないかと。不公平だから平仮名の方が良いのじゃないかというふうなご意見もあるわけです。

しかし、私個人といたしましては、いろいろご意見を聞き、また、この間南部川村の合併研究会を開きましたところ、そのときに町名の話も出まして、村長にもお願いいたしまして、議会で説明があったことについて返答したことを、もう一度ここで話して欲しいということで、それももう議会のとおりの話をさせていただいて、聞きました。それで、私は先ほども申しましたように、個人的にはもう村長のおっしゃられるとおりで、本当にやっぱり漢字の方が良いというふうに感じておるわけです。それで、私個人が「南部町」、漢字ということで今申し上げておきます。

それから、今ここにＢ委員さんも来られておりますが、この名称はいつこれまでに決定するのはそれはわかりませんが、一応区長会を開いた中で、もう一度南部川村としての区長さんの意見もお聞きするというところでございますので、私はすぐ今日やって、また専門委員会開いたらもう名前決まるんかなと思っておったんですけども、そういうふうなことでございますので、どうぞもうしばらく名前を決定するのをお待ちいただきたいと思います。

以上でございます。

玉井議長 ありがとうございます。

ほかにございませんか。

Ｄ委員。

Ｄ委員 私はＣ委員さんと同意見で、名称そのものは「南部町」という漢字を思っているんですけど、まず、私の参考意見として申し上げさせていただきますと、４つあるんですけど、１つは、南部の梅というものは、南部高校の南高にちなんだ梅が１点と、それともう一つ言わせていただきますと、南部インターは恐らく南部という名前が出てくるんじゃないかという感じを持っているのと、それと、南部高校そのものが南部という漢字が出ているのと、駅名にしてもそうですし。

まずこれから考えて、「南部町」として売り出していくということは、この南部町、南部川村の合併協議会が設立されたとき、全国的に注目されていると思います。そういう点からいち早く合併協議会、法定協議会が立ち上がったということで、注目されているという中での「南部町」という名前がかなり売れているんじゃないか。これはやはりそういう「南部町」という名前を売るに至っては、やはりこれから我々の使命であると、こういうふうに感じております。南部川村の方について、平仮名の方については申しわけないんですが、私個人としては「南部町」という漢字をできれば使えればというふうに思っております。

以上です。

玉井議長 ありがとうございます。

ほかにご意見ございませんか。

E 委員。

E 委員 同じ「南部」ということで漢字が良いか、平仮名が良いか、僕もちょっとそこら辺で聞いてみたんですけども、若い人に言わせればやっぱり平仮名がいいっていう。やっぱり先ほど委員長さん言うておられましたように、平仮名指向かなという感じでございますし、また、お年を召した方はどちらかという漢字に愛着があるというような意見の方が、何か僕の聞いた限りですけど、多いような気がいたしました。

それで、漢字が良いか、平仮名が良いかという、言いかえるかというより、僕自身の意見を言わせていただきますと、私自身はやっぱり漢字の「南部」というものに愛着があるというか、好きなんです。というのは、やっぱり僕のこの「南部」、よそへ出かけたときに、「南部」のEとはなかなか言うてくれないんです。「なんぶ」の「 」さんとか、「なんぶ」の「 」さんとか、「 」いうて書いているんで、もうそんなことばかり言われて、最初は若いうちは、これはどうもちょっと嫌やなと思うておったんですけども、最近というか、ちょっと年いってきからですけども、よそへ出かけたときなんかは、「いや、南部の です」とはっきり言うて、そこからまた話が広がったりとか、そんなことが結構あって、いい思い出がつくれたりとか、そんなことがあるんで、そこからよそ行ったときなんかは、「南部で生まれて南部で読むんやで」というような話からいろんな話がつながって行って、いい思い出があったというようなこともあります。

そういうことで、「どこから来たんよ」と言うたら、「和歌山県の南部というところからや」というようなことも言えますし、そういうことで、打ち解けて親しくなって、いい人間関係ができたという思い出もありますんで。

それと、一回覚えてもろうたら、なかなか忘れないというのが一番いいんじゃないかなと思います。

それと、今ここ何年か前ぐらいまでは名前をつけるのに、僕商売柄、命名祝いとか内祝いとか書かせてもらうんで、お名前つけられた方に、ここ何年か前までは平仮名の方が多かったんですけども、またここへ来て、本当に何て言うたらええか、「これ何て読むのか」というような漢字のほん

まに若いお父さん、お母さん、そういう方の漢字もつけられて、はやりかもわからんのですけども、当て字でも構わん、ほかにない名前をつけて、個性があってインパクトのある名前をつけて覚えてもらおうというようなねらいもあるようでございます。そういう意味で、「南部」という言葉、よそへ行ったらインパクトあっていいんじゃないかなという気がいたします。

以上です。

玉井議長 ありがとうございます。

F 委員さん。

F 委員 結論から先申しますが、私は平仮名を推奨する方です。南部川村の議会の中でもこの前にちょっと皆さんに聞いたんですが、ほとんどというよりも全員が平仮名の方がいいということで、先ほど来いろいろお話がございしますが、なかなか外へ出て漢字で「南部」とは読んでもらえないというのが、僕は子供の自分からもう気になっておったんですわ。「なんぶ」と呼ばれるのが一番多いんです。この際、もうちょうどいい機会ですんで、平仮名にしたらどうかな、そういう感じを持っております。若い人たちに聞いても、平仮名が多いように思いますし、先ほどD委員がおっしゃったように、漢字で残る南部高校とか南部駅とか、あるいは南部平野とか、河川の南部川とか、漢字で残るものもありますので、もうそれに仮名打つことがないようになると思いますので、いいなと思います。その点だけちょっと申し上げておきます。

玉井議長 ありがとうございます。

ほかにご意見ございませんか。

G 委員さん。

G 委員 きょうは少し遅れまして申しわけありませんでした。

今、平仮名ということでちょっとありましたので、私もこの名称の委員に入らせていただいて、そして、漢字がいいか、そのいわれとかいろいろお聞きして、すごく自信もなく、だんだんと考えていたんですけど、そろそろ自分の意見も出したいなと思ひまして、いろいろ思いましたら、せっかくこのアンケートがやっぱり「みなべ」という平仮名を希望されている皆さんを、我々はもちろんなアンケートを出す前にはそれにこだわりませんと出しましたけれども、こういうアンケートをとった以上、それを重視しないと、これから先も何のアンケートをとっても、一応若い御方にとっては、「何やもう先に決めてるもんだったら、どうでもいい」ということになったりして、このアンケートを重視すれば、我々が名前つけたときにも皆さんの意見を尊重したということは、50%は少なくともそれはこれから先も生かされる文言になるんじゃないかと思ひますので、平仮名を私は希望いたします。

玉井議長 ありがとうございます。

ほかにご意見ございませんか。

H委員。

H委員 私個人もはっきり言うて、委員でありながら迷っているのが本音でございます。だから、私、こういう対決というのはもったいないですよ。こんなに事務的にいろいろと順調にしているんですから。しかし、今、C委員が言われましたように、区長会で今度また新たにいろいろと検討するという事をお聞きさせていただいたんで、その方までちょっと延ばす方が良いのではなからうかなと、私はそう思いまして、Cさんの件について賛成させていただきます。

玉井議長 ありがとうございます。

ほかにご意見ございませんか。

I委員。

I委員 僕個人的には、この前の議員の定数を決めたときにも案外すっと決まったんで、南部川村に住んでるせいかわからんですけども、名前って平仮名ですっと決まるやろうなと思うて、この間3月10日の専門委員会に出席してびっくりしたんですけども。それで、そこへ出られてある委員さん方も、きょうの委員さん方ももちろんなんです。名前を決めるのに合併が破談になること、失敗することがあると言われながら、何かこねこねとした話をされるわけ。アンケートの結果も出て済んであるのに、されるわけです。「えっ、こんなにやるんか」と思ったんですけども。

今、F委員からもありましたけども、2回確認をしました、選挙後の議員で。これ全員、説明をせんと、最初のときは委員会終わったときに2つの委員会でそれぞれ副議長と分かれておったんで、副議長にも頼んでちょっと意向だけ聞いておいてくれと。満場一致やと。時間をかけずに平仮名というのがぼっとう出てきたんですけども。

だから、僕は円満な合併をしていくことが一番大事なん違うかと。名前がちょっと漢字であろうが平仮名であろうが、円満に合併させるのか、させんのかというのが、この協議会にかかってあるのと違うかなと思うています。

それで、どうせ僕いつも言うて、県や国へこれから頼まんなんことがたくさんあるのに、口幅ったい言い方をするんですけども、上から旗振られた合併なんですけども、どうせするんなら気持ちよく住民が合併できて、前向いて「よっしゃあ」てスタートできるような合併にすることが大事なん違うかなと。だから、委員会の中で余り何回も機会かけて、何カ月もかけて揉まんような名前かよと。どっちにしる「南部」になんのやと。

高速の名前にしたって、「平仮名で書いてくれ」言うたら平仮名で書いてくれるはずなんで、平仮名で「みなべ」て書いたら、「ああなんぶへ来ちゃったわ」という運転手もおらんわけで、それ決めたら良いだけのことで、さっきも言いましたけど、アンケート結果も10%から違うわけで、だから、アンケートの数は少ないですけども、少なかったのを委員長からも懸念する報告がありましたけども、逆に言えば、これを70%アンケート結果があったと思ったらもっと数がふえてくるわけ

で、特に悪意で住民がアンケートを出さなかったということも考えられないと思うんです。

それでも今回この場では、お集まりの委員の皆さんに円満な合併ができるように、名前をアンケートに従って、住民の意志も尊重しながら、そういうふうに皆さんに決めていただけたら一番合併がスムーズにいったって、幸せなん違うかなというふうに思っています。

以上です。

玉井議長 ありがとうございます。

ほかにご意見ございませんか。どうぞ遠慮なしに出してください。

ほかにご意見ございませんか。「ああ、あのときこんなに言うておいたらよかった。私もそう思ったんやけども」というようなこと、後で言わんように。

H委員。

H委員 全くI委員が言われましたとおりでございますけれども、そのように思いますけれども、何回も先ほども私言いましたけれども、C委員言われまして、まだ南部川村さんは区長会でその話し合いをするということもCさんが先ほど言われたように思いますので、全く視察してきた中で、今まででひたちなか市ではもう事務的にはもうほとんど済んであったけども、ひたちなか市いう名前つけるだけで100日戦争みたいになって、それによって合併がこわれてしまうのではないかなというふうな、視察で聞かせていただきました。

せっかくこれはきょうはどうこうというんじゃないし、アンケートはもちろんそうでございますけれども、きょうはもう一回延ばして検討していただいて、何か対立したようなことで、そうさせてもらったら、また区長さんも区長会ですということでもありますし、南部町は議会ではまだ決めてはない。南部町はまだ議員がどっちかこっちかということは決めておりません。ただ、パーセント率が低いということやから、さほどでもどっちへいっても構わんのと違うんかなという意見らはあったんですけども、さて平仮名が良いか、漢字で良いかということは、まだ南部町では議会ではそこまで掘り下げてないんで、まことに南部川村さんにはちょっと逆らうような感じでございませぬけれども。

玉井議長 D委員。

D委員 南部町の議会は、全くそういうことで結論出ておりません。ただ、そういう中で「合併協議会で決まったことについては、そのとおりについていきます」という意見はいただいておりますけど、南部町の中ではあえてそういうことは言っておりません。ただ、皆さんにいろいろ聞いた中では、紀州南部とか、そういう一つの名目はあります。最終的には南部町としては「合併協議会で決定することに従います」という意見はいただいておりますけども、議員各位は表へ出て言うと、町民を引きずっていくというようなことになるので、あえて議会としては差し控えたいという意見が大変ありました。そういうことです。

玉井議長 ほかにございませんか。

B委員。

B委員 先ほどから区長会の方へということではありますが、区長会に責任持たされても困るんですが、15年度の新年度の区長会というのが来月に持っていただいておりますので、アンケートの結果が39.何%という結果やから、もう一遍区長さんらにその辺のところを確認して、この会へ報告しようと思いますが、区長会ばかりに責任を持たされたらこれは困りますんで、私も「南部」という漢字が良いのか、平仮名が良いのか、その辺のところ、この間もこの専門委員会、すみませんけど欠席になりましたんでわかりませんので、そこらあたりでもう一遍そういう会を持たしていただけるならばうれしいと思います。

以上。

玉井議長 ほかにございませんか。

I委員。

I委員 D委員さんの尻拾うわけじゃないんですけど、南部川村が何で相談したかって言うたら、3月10日の専門委員会行かんなんと思ってなかったんです、僕。ところが、よく考えてみたら、3月10日にはもう、2月28日終わってあったので、自分が行かんなんということだったんで、慌ててたまたまその委員会2つあったから、そこで4時半ごろだったか終わって、話合っって聞いてもらったということです。

だから、決して議会が出しゃばって名前を決めてほしいとは思ってないんです。ただ、決めてもらうた名前で、最終南部川村で議決をせんなんこともまた事実なんです。だから、14人がわいわい言っているというのに、ということは、そういう意味では一つはよう考えておかんなんことやというのがありますんで、だから僕、協議会の皆さんの委員さんに円満なスピーディーな合併ができていくようお願いをしたいとお願いをしておる次第です。

玉井議長 ありがとうございます。

ほかにございませんか。

J委員。

J委員 漢字の応援を一つ。C委員さんの言われたことをもっともやと思うし、そういうことも気を使わんなんということは思うんです。その中で、もう一つアンケートのこの結果は重いんですけども、この漢字という意味、これはやっぱり歴史と伝統ということもありますんで、これを名前というのは大変残るもんなんで、ここはひとつ熟慮してかかる必要があるんやないかなと思うんです。やっぱりその漢字の持つ意味、それから意義、それから伝統、歴史、そういうものをアンケー

トを見せてもろうたら、「頭の固い古い人が」というふうな書き方されている人もあったみたいなのですが、私はやっぱりここ名称の専門委員会としたら、ややこのアンケートには沿わないかもわかりませんが、やっぱり伝統とか歴史とかいうことを考えるとしたら、この漢字をもってするのは、今は評価されないかもわからないが、後々の評価を受けるんじゃないかなというふうに思っ
て、この「南部」という漢字は非常に重要な問題やなって、そういうふうに思います。

歴史はつくっていくもんやから、平仮名でもええやないかというふうにとられんこともないかも
しらんけども、なかなか漢字から平仮名に変わっていくと、それがまた今度逆になるということは
まずあり得んやろうし、それと、村長さんの今までのご説明いただいておるやつを資料でもいただ
いたんですけども、そういうことから拝見して、やっぱりなかなかそういうふうな筋が通っている
やないかなというふうに思うんで、私としてはこの漢字の「南部」ということを大事にしていきた
いな。これは私は前にも言うたんですけども、岩代出身である私が南部川水系のこの南部町へ入れ
てもろうてるということから見ても、どうも「南部」ということ、この言葉、漢字、非常にいい響
きもあるし、先ほど三前さんが言われたようなそういう意味もありますんで、漢字ということの重
要さというのは、結構大きなもんやないかと思えます。

以上です。

玉井議長 お聞きのとおりのご意見でございます。

ほかにございませんか。

A委員。

A委員 さっきCさんが言われたように、「南部」という漢字にしたら南部町だけが良いんじ
ゃないかというようなことを言われてたんですけど、南部川村も「南部」という漢字がついているん
やし、「南部町」という漢字になったときに、南部町だけがええという意見もちょっとかなと思
うし、いろんなことを考えて、漢字の「南部」は、南部町の人には「南部」で「よかったね」っ
て言うかわからんけど、南部川村の人にとっては、「せっかく合併するんやから、平仮名でも、アン
ケートどおりで良いんじゃないか」という意見もわかることはわかりますけど、漢字の中にあるん
やから、そんなにと私はそう思うんですけど。

玉井議長 K委員。

K委員 これは大変発言もしにくかったんですが、南部川村婦人会の皆さんは、この前の合併研
究会でもお話ししましたが、平仮名が多いんです。読みやすいとか、間違われなとか、多いん
です。私個人の意見は、こういう場では南部川村婦人会の代表で出ているんだから、控えなければなら
ない立場にあるんですが、個人としてはやっぱり漢字が好きなんです。先ほどからEさんおっしゃ
られたこととか、「Jさんとか、すべて私が思っていたことを発言されていますので、本当に漢字の
方が、好き嫌いて言うたら悪いんですけども、歴史的とか、それから、若い人でもやっぱり年をと

れば漢字の「南部」に愛着を感じてくるんです。

この間も梅の里大学で芥川賞受賞者の池澤夏樹先生の講演をいただいたときも、「北海道は内と別れるという漢字をつけた地名が多いんです」という話をされて、「昔は響きで地名があったのを、それを漢字に当てたんです」というんです。それで、北海道は何か読みにくい漢字で、紋別町とか稚内とか苫小牧とか、何かいろいろとそういうふうに漢字が多いので、「地名はやっぱり漢字の方がいいですよ」という話もされて、それと、地名を売り物にしてはいけないという話もされておりました。というのは、建設業者が分譲地売りたいために希望が丘とつけてみたりするという、そういう安易な気持ちでつけるようなことはいけないとか、そういうことを芥川賞作家の方がおっしゃられていまして、それで私も今までひっそりと漢字がいいなと思っていたのを、自信が持てて、漢字がいいなと思えるようになりました。南部川村ですけど、漢字がいいなと思います。

玉井議長 ありがとうございます。

C 委員さん。

C 委員 A 委員さん、ちょっと誤解されておるといえるのか、説明不足だったと思うんですけども、「南部町」漢字ということをお願いしたんですけども、それがなぜ南部川村の者が私に言うのに「損か」と言うたら、印刷物もすべて全部変えないかと。南部町においてはほとんどそのままでもいいやないかと。それやったら不公平やから、平仮名の「みなべ町」にしたら、もう全部やりかえやから、それだったら公平やないかと、そういう意味のことをちゃんと言えばよかったんで、説明不足で申しわけございませんでした。

それからもう一つは、南部町の町会議員さんですけども、私に、「今度は町名はどうなるか」と聞かれて、「そっちの方の専門委員違うから、全くわからん」と。「でも、漢字になるん違うか」と、もう全然わからんと言うたわけです。その町会議員さんは、「それは南部川村の人に気の毒や」と。今言うたように平仮名だったらみんな印刷物も何もかも皆変わるから公平やけど、そやけども、漢字だったら南部川村の人気の毒やし、そして「よそから見たら吸収合併みたいに思われるで」と、そういうふうに気を使って言うてくれる町会議員さんもおったのは事実なんです。

だから、我がとこ我がとこというわけやなしに、相手側相手側のことをお互いに考えてやっておるよう、先ほどからの意見を聞きながらですけども、そういうふうに率直に考えたような次第でございます。

以上です。

玉井議長 ありがとうございます。

かなりもうご意見が出たようでございますが、ほかに特に。

L 委員さん。

L 委員 今回初めてここへ出させていただいて、余りわからないわけでございますけれども、私

といたしましては、やはり先ほどから皆さん方の意見をお聞きする中で、漢字の「南部町」、平仮名の「みなべ町」ということで、漢字には漢字の意味があって、平仮名の「みなべ」にはまた違った意味、また、片一方では漢字につけた場合「なんぶ」と読まれる、平仮名の場合は小手先一つでつけた軽い名称というんかな、ていような両者いろいろ意見を聞くんですけども、まず、私自身はやはりこのアンケートを出すという時点において、たしかアンケートを出すときにはこれを重視するていうんかな、余りそういうことは書いてなかったように思うけども、やはり一応アンケートを出した以上は、ある程度このアンケート調査は重みのあるもので大事であろうかなという思いをするわけです。

玉井議長 ほかにございませんか。

M委員さん。

M委員 私南部町にあって南部町の委員さんとちょっと違いますが、どこにそういう根拠があってどうやというふうなことじゃなしに、漠然としたかっこうになるけども、平仮名の「みなべ町」というのが良いのと違うんかなというふうに、個人的に思っております。なぜそういうふうなことになるんかというのと、以前に私どもの漁協の方で視察に行ったことがあります。そのときに「なんぶ町」と間違えられたということもあまして、そういう一つのきっかけがそういう思いを抱かすというふうなこともあるのでございます。

そういうふうなことで、一応「南部町」漢字であろうが平仮名であろうが、どちらでも良いんじゃないかというふうなことは、常々思うておりました。そこへ来ているんな意見が出まして、それで、「それだったらどっちか」と言われたら、あえて言わせてもらえば平仮名かなというふうに思うております。

玉井議長 ほかにご意見ございませんか。

大体ご意見出尽くしたようでございますので、ここですぐ結論を出すというふうなことにはちょっとならないかと、こういうふうに思うので、この協議第3号の2、新町の名称については、ただいまの皆さん方のご意見を専門委員会に持ち返っていただいて、それで再度協議をしていただくと、こういうふうにさせていただいてよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

玉井議長 異議なしの声がございましたので、そのようにさせていただきたいと思えます。ありがとうございます。

それでは、協議第3号の2 新町の名称については、引き続き専門委員会付託の継続協議といたします。

続きまして、第2回協議会で提案され継続協議となっております、協議第10号の1 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについてご協議をお願いいたします。

事務局からの説明を求めます。

小谷事務局長 先ほどの資料集に戻っていただきまして、8ページでございます。

8ページ、協議第10号の1 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて（継続協議）。農業委員会の委員の定数及び任期の取り扱いについて提出する。平成15年3月27日提出。南部町・南部川村合併協議会ということで、農業委員さんの定数、任期等につきましては、ここに出させてもらっておりますように、新町における農業委員会の、選挙による委員の定数は20名とする。南部町と南部川村の農業委員会の選挙による委員については、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、互選により20名の委員が新町の農業委員会の委員として在任する。在任期間については、合併までに調整をするという案で出させていただいてございます。

本件につきましては、前回継続協議とさせてもらっておった分でございます。去る3月20日に両町村の農業委員会の会長、副会長さん、合同の会議を開いていただきました。その席上でたゞいまして申し上げましたような調整案としてお話をされたものでございます。調整をさせていただきます。

なお、農業委員会としての業務等につきましては、次の9ページの右側の備考欄に一応書かせてもらっております。読んでみますと、農業委員会とは、市町村の行政機関として設置される公選制（一部選任）の行政委員会で、原則として1市町村に1農業委員会が設置されます。業務としては、農地の売買や転用等について審査するとともに、優良農地の保全・確保の取り組みを初め、農業の担い手の育成、農地の有効利用の促進や、地域農業者の農地行政の適正な執行、地域の世話役としての活動や、農業者の利益代表としての活動等を行っております。

9ページの表は、両町村の今の現状を書いております。南部町、南部川村とも同じでございます。選挙委員はお互い12名ずつの24名でございます。これを新しい町では法定数は30名以下ということなんですけれども、両町村の農業委員会では20名にしてはというふうに提案されております。

それから、議会推薦につきましては、お互い5名ずつですけれども、この方は失職をいたしまして、新町の議会で新しく5名選ばれるという形。

農協推薦は現在お互い1名ずつでございますけれども、これも新町になりますと、新しくみなべいなみ農協になるんですか、そこから理事が1名来ることになります。

農協共済組合につきましても、枠は1名ずつであったのが、今度新町では1名ということで、推薦枠は半分に減るという形でございます。

それと、20名の互選をするということなんですけれども、10ページに参考に法律をつけてございます。市町村の合併の特例に関する法律第8条ということで、2行目に書いてございますように、新たに設置された合併市町村にあっては、80を超えず10を下らない範囲で定めた数と決められてございます。その中で決めてくださいということなんです。それで、そこをちょっと2行ほど飛びまして、後ろの方にあります、農業委員会の委員の被選挙権を有することとなる者の数がその定められた数 この場合20名ですけれども、定められた数を超えるときは、これらの者の互選により、合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任する者を定めるものとする。これを適用させていただいて、選挙委員両方合わせて24名ですけれども、合併の日に互選をして、20名の方に新町の

農業委員として在任をしていただくということです。

その下、一というところに、在任の期間ですけれども、合併後1年を超えない範囲でというふう
に定められてございます。この期間につきましては、合併までに調整をするという案で、現在提案
させていただいてもらっております。その当日の会議の農業委員会の会長さん、副会長さんの合同
会議の席上での在任期間の考え方としては、新町で新しく議員さんが選ばれて、初議会の際に5人
の農業委員さんが推薦をされることとなりますので、それを待って、その間ずっと在任期間で空白
期間なしに農業委員会を行っていきたいということです。短ければ2カ月、それが12月末にな
るか、年度末の3月になるか、ちょっとまだ確定はしていないんですけれども、そう長い期間とは
考えていないようでした。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議、ご賛同のほどお願い申し上げます。

玉井議長 　ただいま事務局から説明のありました議案第10号の1　農業委員会の委員の定数及び
任期の取扱いにつきまして、ご質問、ご意見がありましたらご発言をお願い申し上げます。

B委員さん。

B委員　この選挙委員の20名と議会推薦5名と農業共済推薦、農協推薦の27名ということ
ですね。それについては何ら良いと思いますが、南部川村と南部町における農業委員というのは、農地
面積によって選任されると思うので、その辺のところ20名の、議会推薦と入れて、南部町、南部川
村の農地の面積の割り振りというか、選挙と一応してありますが、今まで農業委員の選挙はなかつ
たように思います。地区推薦ばかりで、地区の世話役みたいなものだったので、これからもそうい
うものだと思うので、その辺のところお聞きしたいんです。

玉井議長　事務局。

小谷事務局長　参考に申し上げますと、農地面積、両町村申し上げておきたいと思います。南部
町 704ヘクタール、南部川村 1,519ヘクタール、合わせて新町では 2,223ヘクタールとなります。
それと、農家数、南部町 521戸、南部川村 1,137戸、合わせまして新町では 1,658戸という状況で
ございます。

ただいま申されておりました新しい委員さんの割り振り等につきましては、農協推薦がどちらか
ら出てくるとか、農業共済についてはこれはもう向こうの機関に任さないということがございます。
それと、議会推薦につきましても、新しく選ばれた16名の新町の議員さんでお決めいただく分
ですので、この数字的なもの、参考にして決めていただけるかどうか、そこらも事務局でどう
言えるものではございません。

なお、それと20名の選挙委員ですけれども、これはあくまでも公職選挙法に基づいて立候補して
いただいての選挙という形なんで、この場ではここまでの回答しかできないのが現状でございます。
よろしく申し上げます。

玉井議長 よろしいございますか。

ほかにご質問ございませんか。

特にそれ以外のご意見もないようでございますので、協議第10号の1 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いにつきましては、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

玉井議長 異議なしと認めます。ありがとうございます。

協議第10号の1 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについては、原案のとおり承認されました。

続きまして、協議第16号の1 総務企画関係事業の取扱いについてのご協議をお願いします。

なお、前回提案されました協議第16号から協議第18号まで、再提案となっています。この点についても事務局からの説明を求めます。

小谷事務局長 資料集に戻っていただきまして、11ページ、協議第16号の1ということでさせてもらっております。

なお、今、議長さんの方から申されましたように、協議第16号から18号につきましては、前回第3回で提案をさせていただいておりましたが、今回協議書の方に調整方法等を記載させていただきました。前は別紙のとおりという形で出させてもらったんですけど、今回調整方法を記載させてもらいました。ですので、これに基づきまして説明をさせていただきたいと思います。

ちょっとその前なんですけども、皆様方の机の上にお配りしておったA4サイズの1枚ものの紙、右肩に資料3と載っておる分なんですけれども、提案する調整方針案の作成方法等についてということで、ちょっとペーパーにしてお配りをさせてもらっております。

これにつきましては、前回第3回の協議会でも説明をさせていただいておりますけれども、合併協議会への提案は事務事業を調整する大まかな方向ですよということで、ここにも書かせていただいておりますように、協議会で確認する事務事業調整方針は、事務事業を調整していく上での基本的な方向を示すものであることから、事務局が提案する調整方針案は大まかな調整の方向であり、詳細な調整内容までは提案をしないということで、事務事業につきましては、このような方針で進めさせていただきたいと思います。

ここにありますように、例としては各種料金、水道料、保育料、手数料など、それと、補助金の具体的事項等につきましては、調整方針案で確認をいただきまして、その後最終調印が終わって、両町村議会で議決、可決をいただきました後に調整していく項目でございますので、調整を進めるための方針案のみご協議をいただけたらと思います。詳しく決まりました分については、また別の機会をとらまえて報告をさせていただきたいと思っておりますけれども、今後次回以降も含めて、事務事業の調整につきましては、以上のような方向で説明をさせていただきます。

それでは、11ページに戻っていただきまして、総務企画関係事業の取り扱いということで、11ページの中のところにありますように、住民活動支援補助金（ハード事業）については、地域活性化・ふるさとづくりの観点から存続をしていく。補助対象者、補助対象事業、補助基準、補助率、補助金額等については、合併までに調整し一元化をする。これは前回出させてもらっております資料の上側に調整案と書いておりますもの、まるっきり同じものをつけてございます。ふるさとづくり事業は、両町村ある制度をそのまま残していこうというものでございます。

それから、新町の行政機構、職員配置につきましては、次の方針に基づき整備をするということで、方針を4つ上げてございます。これも前回と同じなんですけれども、行政課題に迅速かつ的確に対応できる組織・機構とする。2として、住民が利用しやすく、住民の声を適正に反映することができる組織・機構とする。3つ目としまして、指揮命令系統がわかりやすく、責任の所在が明確な組織・機構とする。4つ目として、簡素で効率的な組織・機構とする。この4つの方針に基づいて新町の行政機構、職員配置を調整をしていきたいという案でございます。

続きまして、選挙管理事務につきましては、合併後新町において一元化するというものですけれども、これにつきましては、特段現在のところ変更する予定はございません。従来どおりやっていたことということで、掲示板の数も一緒ですし、投票所も同じ。ただ、開票所だけが1カ所になるかと思えますけれども、これは新町において一元化をしようという案です。

それから、公有地の占有許可物件については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、占有料については、合併後すべての物件について適正な対価を徴収するものとする。これも前回説明させてもらったものと同じでございます。関西電力柱とNTT柱の占有物件については、現在のまま引き継ごうということです。なお、占有料については、適正な対価を徴収しようという案でございます。

それから最後に、防災行政無線については、合併までに調整し合併時に一元化をするという案でございます。これも新しく町ができますと、電波が1町村に1つでございますので、今別々の電波で流しておりますけれども、これを1つに統一しなければなりませんので、法に定められておりますので、これは一元化せざるを得ないのかなというふうに思っております。

なお、今申しました詳しいことにつきましては、前回の第3回目でお配りさせていただきました協議事項の5ページ以降に両町村の違い等、参考につけさせていただいております。

以上が総務企画関係事業の調整案でございます。よろしくご審議、ご賛同のほどお願い申し上げます。

玉井議長 ありがとうございます。

協議第16号の1 総務企画関係事業の取扱いについてご意見ございませんか。

よろしゅうございますか。

特にご意見がないようですので、協議第16号の1 総務企画関係事業の取扱いについては原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

玉井議長 ありがとうございます。

協議第16号の1 総務企画関係事業の取扱いについては原案のとおり承認されました。

続きまして、協議第17号の1 保健衛生関係事業の取扱いについてご協議をお願いいたします。
事務局から説明を求めます。

小谷事務局長 資料集の12ページに、これも新しく調整方針案、前と同じですけれども、書かせてもらっております。

協議第17号の1 保健衛生関係事業の取扱いについて（再提案）ということで、提案をさせてもらってある調整案を申し上げます。

新町における老人保健事業については、原則として現行のとおりとする。ただし、基本健康診査は集団検診として、個別検診は廃止の方向とする。各種検診については、検診の目的や効果などを検討し、その対象者、実施方法、実施会場等を調整して一元化を図るということで、これは両町村で行っております人間ドック関係の件でございますけれども、老人保健法の趣旨にのっとり引き続き行っていきたいと思っております。

なお、自己負担につきましては、これは田辺周辺のとくと違いまして、両町村とも自己負担いただいておりますので、これも引き続きいてその方向でいきたいと考えております。

それと、実施会場につきましては、南部町の保健センター1カ所でやっておった分とかございましたけれども、各地区巡回方式を南部川とっておりますので、できればそういう形で新町でも巡回方式でいけたらという案でございます。

それから、次の機能訓練事業については、介護保険制度を活用した事業とする。介護保険対象者以外の機能訓練については、新町において調整をする。これにつきましても、介護保険制度を活用した事業としていきますけれども、従来単独で行っておった対象者がございます。リハビリにいられておった方、その方については新町において調整するというので、これも従来どおりできる方向で調整をしたいと思っております。

それと、最後3つ目、高城診療所については、現行どおりとするという案でございます。

なお、これの細かい両町村の現況等につきましては、前回資料の11ページ以降につけてございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上で説明を終わります。よろしくご審議、ご賛同のほどお願ひ申し上げます。

玉井議長 ありがとうございます。

ただいま事務局から説明のございました協議第17号の1 保健衛生関係事業の取扱いについて、ご質問、ご意見がございましたら発言をお願いいたします。

ございませんか。

特にご意見もないようですので、協議第17号の1 保健衛生関係事業の取扱いについては、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

玉井議長 異議なしと認めます。ありがとうございました。

協議第17号の1 保健衛生関係事業の取扱いについては原案のとおり承認されました。

続きまして、協議第18号の1 住民福祉関係事業の取扱いについてご協議をお願いします。
事務局の説明を求めます。

小谷事務局長 資料集の13ページをお願いします。

協議第18号の1 住民福祉関係事業の取扱いについて(再提案)。これにつきましても、特段従来と変わってございません。別紙のとおりというのは、もうこの表の中にすべてまとめ込んでございます。

上からご説明申し上げますと、保育時間については、送迎の時間と合わせて調整する。これにつきましては、南部川村の場合、各3保育所とも送迎バスで送り迎えしている関係がございまして、最終の時間とか始まりの時間、園自体はあいているんですけども、子供の来る時間が若干違いがございまして、これら今後調整をしていこうということです。

また、土曜日の保育は地域の特性を勘案し、新町において調整をするということで、南部町は土曜日午後も保育をしております。南部川村は午前中で終わっておりますけれども、これらについても地域の特性を勘案して、新町で調整をしていこうというものです。

それから、南部川村で実施している保育所送迎バス運営への助成は現状どおりとするということで、非常に遠距離の関係もございまして、通園バスに対して助成をしております。これは現状どおりとするということです。

乳幼児保育については南部町の例によるということで、南部町で乳幼児保育をやってございます。南部川村では上南部保育所、過去には乳幼児保育やった経過もございまして、ですけども、現在は希望者がございませんので、ゼロ歳児等についてはおりませんけれども、これらについても今後南部町の例によって進めていこうというものです。

それから、新町における保育料については、国の徴収基準の90%を目安に保育料を調整する。これは両町村とも国の基準の90%で定めてございます。ただ、若干保育所の規模と異なりますか、定員の関係で単価の違いがございまして、それらは調整をしていこうというものです。

なお、ひかり保育所については現行どおりとするという案です。

それから、国または県等が定める制度については、現行の実施方法を基準とし、町域全体で実施するよう新町において調整をする。これにつきましては、前回説明をさせていただいておりますように、ひとり暮らし家庭とか虚弱老人に対する配食サービス、お昼お弁当をつくって配るサービス等ございます。それとか家族介護慰労金支給事業、それから老人憩いの家の管理運営等、これらにつきまして、国・県が定める制度については現行の実施方法を基準として、町域全体で実施するよう、新町において調整をしようというものでございます。

それから、次の高齢者福祉・障害者福祉関係の事業については、従来の実績等を尊重しつつ町域

全体の均衡を考慮し、新町において調整し実施するものとする。家庭の介護用品支給事業等がここに入っておりまゐります。紙おむつの支給事業等がございます。それから、高齢者に対する敬老祝い金、ここらにつきましても新町で調整をしようというものでございます。

それから、重度心身障害者医療費助成事業については、南部町の例とする。但し、入院時の食事負担は対象外とする。これは南部町の例とするというのは、所得制限のことを指しておりまして、南部川村は所得制限をやっておりません。南部町は所得制限をやってございます。これらにつきましても、国・県等の法律で定められたものに準じて行って、調整をしていこうという案でございます。

なお、入院時の食事負担、南部町は公費で負担してございましたけれども、これについては自己負担でお願いしようということで、国・県の条例、法律関係に沿ったものでやっていこうという案でございます。

それから、乳幼児医療費助成事業については、南部川村の例とする。これにつきましても、県の条例どおり行っていこうというものでございます。入院時の食事負担は自己負担でお願いをしようというものです。

それから、老人医療費助成については、南部町の例とする。これも県にございます条例に基づいて行おうということで、所得制限の撤廃なんですけれども、これは新しく老人医療の対象者になれる方については所得制限はないわけなんですけれども、もう既に67歳、68歳、69歳の方で南部川村、所得制限はやっておりませんでしたので、経過措置として今残してございます。その方の調整が必要になるうかと思っておりますけれども、老人医療費につきましても所得制限は国・県の条例どおりということなんです。

それから、ひとり親家庭医療費助成事業については、南部町の例とする。ただし、入院時の食事負担は対象外とする。これも先ほどと同じでございます。県の条例に沿った事業として行っていこうというものです。

精神障害者医療費助成事業については、南部町の例により重度心身障害者等医療費助成事業に一元化をするということで、南部町では精神障害者医療費の助成事業、通院助成等につきましても、重度心身障害者医療費の事業の中では行っておりました。南部川村は別の事業として、精神障害者医療費助成事業ということだったんですけれども、これを重度心身障害者医療の方に一本化をしようというもので、中身には違いはございません。

それから、特別医療費助成事業については、南部町の例による。ただし、入院時の食事負担は対象外とするということで、この特別医療費助成事業、これにつきましても、南部川村では実施をしておりませんでした。南部町で行っております災害等による生活困窮者に対する医療費の助成でございます。これは南部町の例によって新町で引き続き事業を行っていこうというものでございます。

それから、一番下、妊産婦医療費助成事業及び赤ちゃん誕生祝金事業については、新町において次世代育成支援対策として検討をするということで、これは国が法案をつくらうとしております新しい事業ができるように聞いておりますので、その法律が通りましたら、それらに移行できるよう

に検討をしようというものの案でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議、ご賛同のほどお願い申し上げます。

玉井議長 ただいま事務局から説明をいたしました協議第18号の1 住民福祉関係事業の取扱いについてご質問、ご意見がありましたら、ご発言をお願いします。

質問、ご意見ございませんか。

よろしゅうございますか。

それじゃ、特にご意見がないようでございますので、協議第18号の1 住民福祉関係事業の取扱いについては、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

玉井議長 ありがとうございます。

協議第18号の1 住民福祉関係事業の取扱いについては原案のとおり承認されました。

以上をもちまして、前回提案された4件の協定事項について、協議、確認されました。

しばらく休憩いたします。

午後2時42分 休憩

午後2時55分 再開

玉井議長 それでは、会議を再開いたします。

引き続き、今回提案される協議事項に移りたいと思います。

協議第19号の農林水産関係事業の取扱いについてから協議第21号の建設関係事業の取扱いについてまで、一括して事務局から説明をいたします。

なお、ご質問につきましては、説明の後、一括してお願いいたします。

事務局。

小谷事務局長 それでは、資料集の14ページ、協議第19号以下ご説明を申し上げます。

これらにつきましても、先ほど申しましたと同じように、大まかな方向での調整案とさせていただいてございますので、よろしくお願いをしたいと思います。

農林水産関係事業の取り扱いについて。農林水産関係事業の取り扱いについて提出する。平成15年3月27日提出。南部町・南部川村合併協議会会長。

農林水産関係事業の取り扱いについてということで、そこに全部書いているとおりでございます。農業(農林業)振興協議会については、新町において新たに設置をする。これの内訳、中身につきましては、15ページに両町村の状況、載せてございます。南部町では、南部町農業振興協議会がございます。南部川村には南部川村農林業振興協議会がございます。具体的な調整内容、右端にありますように、農業(農林業)振興協議会については、新町農業者のリーダー組織として位置づ

け、組織体制、活動内容については新町において調整をするということで、新しい町で1つの振興協議会をつくらうという案でございます。

続きまして、16ページには各種農業団体、幾つかございます。これらにつきましては、新町で調整をしていこうというものでございまして、今現在南部町では、南部町4Hクラブ連絡協議会、農業士会、南部町生活研究グループ、地域リーダー協議会、ハッピーライフ推進協議会等がございます。南部川村には、南部川村梅郷クラブ、農業士会、南部川村生活研究グループ連絡協議会、わかばグループ、果樹研究会、野菜研究会、青年農業経営者協議会、林業研究会がございます。これらは新町で調整をしようというものです。

続きまして、17ページに移りまして、調整の方針案としては、上にありますように、農業関係団体への支援及び補助については、新町において調整をするということで、今現在南部町では、梅の里村づくり塾というのがございます。南部川村では、梅の里源蔵塾というのがございます。2つありますので、これらは新町において調整をしていこうというものでございます。

続いて、18ページ以下につきましては、梅対策協議会など梅振興事業が載っております。調整の方針案、上にありますように、梅振興事業については、新町において引き続き実施をする。梅振興団体への補助金、組織については新町において調整をするということで、18ページでは紀州梅の会の状況を載せてございます。組織・構成が田辺市、南部町、南部川村、上富田町、印南町、中辺路町、大塔村、日置川町、すさみ町、それから農協関係ではみなべ農協、紀南農協、田辺市農協、印南町農協、上富田町農協、中辺路農協、日置川農協、すさみ町農協、それと県の農協連がでございます。これらは新町に実施を引き続いていこうというものでございます。

19ページには、紀州梅干しPR推進委員会の中身を載せてございます。ご参照いただけたらと思います。

20ページにつきましては、南部郷梅対策協議会、それと梅生育不良特別対策部会がでございます。これらについても、新町で引き続き行っていこうという案でございます。

21ページでは、市町村うめ対策協議会ということで、これらの構成メンバーとしましては、田辺市、南部町、南部川村、上富田町、印南町の5市町村がでございます。これにつきましても、新しく新町で加入をして事業を進めていこうという案でございます。

それから、22ページでは、土地改良事業関係でございます。上の調整案にありますように、土地改良事業のうち、継続事業については現行の補助率で新町に引き継ぐ。新規事業については、事業採択時に新町において調整する。具体的な調整内容、右側の端の下半分にあります調整方針案ですが、必要に応じ事業実施していく。地元負担率は事業要綱に準じるものとするが、上限を3割とするということで、南部川村の例による案で調整案を出させていただいております。

23ページの下の方に3つ、4つ載っておりますけれども、両町村の率の違いにつきましては、この分だけです。県単の小規模土地改良事業の負担率南部町は、県が30%、残り70%を町と地元で35%ずつにしております。南部川村の場合は村が40%、地元30%ということで、これらについては、新町では地元分担金は3割とするということで、南部川村の方式にしたいという案でございます。

それから、24ページで、災害関係でございますけれども、上の調整方針案ですけれども、農地災

害及び農業施設災害復旧事業分担金については、南部町の例により調整するという案で出させてもらっております。具体的な内容については、右側に書いてありますように、南部町も南部川村も農地災害及び農業施設災害に係る補助災害復旧事業を実施しているが、南部川村では反当限度額を超える負担金以外の地元負担金を徴収していない。これを法律の基準にのっとった統一が必要だという考えのもとに、下の調整案で、負担金については、施設災害は公共性があるため行政負担とし、農地災害は補助限度額以外は個人負担としたいという案でございます。法律の基準にのっとって統一をしたいという案でございます。

それから、25ページですけれども、森林組合です。林業関係団体補助については、新町において調整をするということで、南部町は森林組合が平成12年3月に解散をしております。南部川村には依然として南部川村森林組合がございます。具体的な調整内容、25ページの右にありますように、調整方針案としては、直接的な補助金は廃止する。地域森林の適正管理、公有林の維持管理等の業務を委託していく。備長炭振興館の管理業務をこれまでどおり委託をしていこうという案でございます。

それから、26ページでは、備長炭生産者組合の状況を載せてございます。調整方針案では、新町において全域をカバーする生産者組織の立ち上げを支援するというので、県の方で従来炭を焼いて出す場合に、1俵当たり100円の補助金がありました。各町村幾らかずつ、問屋さんが幾らか、消費地問屋それぞれ持ち寄って1俵100円を出しておった補助事業がなくなりまして、南部町は制度がなくなっております。ですけれども、南部川村では1俵につき30円を組合に補助をするということになっておりますので、新町になりますと、南部町で炭焼かれています方については、この組合へ入っていただいて、それに見合う補助金を出してはどうかという案でございます。

27ページからは漁業関係でございます。漁業関係団体補助については、新町において調整するというので、補助事業の今現在南部町の状況ですけれども、補助事業1として、漁業振興奨励金・水産増養殖事業助成というのがございます。内容としましては、伊勢エビの放流事業とかヒラメの中間育成事業等でございます。南部町の漁業組合に出しております。

2つ目として、漁船遊漁船安全対策助成金ということで、漁船遊漁船の安全利用の向上を図るための助成ということで、これも出してございます。

それから、補助事業の3としてまして、漁業後継者育成助成金ということで、漁業組合の青年部に対する補助でございます。これらについて新町においても継続をしようという案でございます。

それから、28ページでは、組合関係ですけれども、南部町には南部町漁業協同組合がございます。中身はこのとおりです。南部川村には南部川漁業協同組合、これは川の組合です。組合員213名、この中には南部町、南部川村の方両方おるわけなんですけれども、年間30万を出しておるよということです。具体的な調整内容の右側の調整方針案、下の方3行にありますように、利子補給等については新町においても継続する。漁業協同組合合併促進法に基づき、現在県及び県漁連が進めている漁業組合の合併を支援していこうという調整案でございます。

以上が第19号の農林漁業関係でございます。

引き続きまして、協議第20号、29ページですけれども、商工観光関係事業の取扱いについて。商

工観光関係事業の取り扱いについて提出する。平成15年3月27日提出。南部町・南部川村合併協議会会長。商工観光関係事業の取り扱いについてということで、商工関係団体補助については、新町において調整をするという案で出させてもらっております。

中身につきましては、30ページに両町村の状況をつけてございます。現在南部町商工会では会員が411名、南部川村商工会は会員が269名ということで、補助金が南部町800万円、南部川村700万円、それと別に南部町には青年部20万円、女性部20万円がございまして、これの具体的な調整方針として右側にありますように、商工会の合併を前提として、行政側としても指導しつつ、一本化、適正化を促進するものとする。補助金については新町において検討をするということで、商工会の合併につきましても、行政側として一本化の推進を図っていききたいという案でございます。

31ページには、まちづくり団体の項目でございまして、上にありますように、商工関係まちづくり団体支援については、新町において調整するというので、今現在南部町にいきいきタウンマイみなべ推進まちづくり塾というのがございまして、南部川村にはございませぬ。具体的な調整方針の内容としましては、新町において他業種との交流の促進を図るだけでなく、必要に応じて他業種のまちづくりを考える団体との一本化も念頭に置き、推進を図る。補助金については新町において検討をするということで、南部町にはまちづくり塾と先ほど申しました村づくり塾がございまして、南部川村には梅の里源蔵塾がございまして、そこで、南部川村の梅の里源蔵塾につきましては、会社員とか農業の方、梅加工業者、それから一般の主婦、サラリーマン、いろんな方含んでございまして、ですんで、そこらとの兼ね合いも含めて、今後念頭に置いて推進を図っていききたいという案でございます。

それから、32ページ、観光関係団体の状況でございまして、南部町では岩代大梅林、南部川村では梅の里観梅協会がございまして、それぞれ団体への助成金、一番下に書いておりますような状況でございまして、これらにつきましては、民間団体のことでございますので、特に調整の分については触れてございませぬ。現状だけ載せてございまして。

それから、商工観光関係最後、33ページ、観光協会の部分でございまして、南部町にはみなべ観光協会がございまして、会員が75名の方で、会費年間1万円ということで、会の活動をされております。村には観光協会ございませぬ。それで、右にありますように調整方針案として、合併後、新町において1つの観光協会をつくり、事業活動や観光振興を図る。事務局のあり方については、新町において検討するというので、一本化して、両町村が合併した後は、南部川村の人もみなべ観光協会の中に入る形になろうかと思っております。

以上が商工観光関係でございます。

それから、最後、協議第21号ということで、34ページにございまして建設関係事業の取扱いについて、建設関係事業の取り扱いについて提出する。平成15年3月27日提出。南部町・南部川村合併協議会会長ということで、建設関係事業の取り扱いについて。都市計画区域については、現行のとおり引継ぎ、新町において調整をする。これの細かい内容につきましては、35ページに書いてありますように、南部町には南部都市計画区域というものがございまして、772ヘクタールの区域面積を有しております。南部川村には区域ございませぬ。それで、具体的な調整内容、右にありますよう

に、都市計画区域については、現行のとおりとする。現在、都市計画区域を設定していない南部川村区域においても、今後のまちづくりの中で、新町において都市計画区域の拡大を含めた見直しを検討するということが、検討内容は3つ上げております。市街化区域と市街化調整区域の線引き、用途指定、住宅地域・商業地域等の用途指定、それから、都市計画税の課税について、これらの検討をする必要があるということでございます。

36ページに区域図をつけておりまして、南部町と南部川村の境界付近、新庄と徳蔵とか、中島と熊岡、こちらあたり新町になりますと一本化してしまいますので、線引き非常に難しい部分があるので、拡大の意味も含めて今後検討する必要があるという案でございます。

それから、建設関係でもう一つですけれども、37ページ、公営住宅の分でございます。上側の調整方針案ですけれども、住宅家賃については、南部町の例により調整をするということで、南部町は現在応能応益方式をとっております。応能応益方式といいますが、その入居者の所得に応じて家賃等を定めてございます。南部川村の場合は定額方式といまして、だれが入ってもそのこの住宅であれば、月5,000円の住宅であればだれが入っても5,000円という形なんですけれども、これは公営住宅法にのっとったやり方が好ましいのではないかとということで、応能応益方式を採用してはという案でございます。

参考に申し上げますと、南部川村の場合、現在16戸の住宅がございます。そこで応能応益方式にした場合、ほとんどといいますが、大半の方が家賃は下がることとなります。若干2名ばかり家賃が上がる方ございます。高額所得者の方については、応能応益方式をとると所得が上がることとなりますけれども、それらにつきましては、右の調整方針案にありますように、合併時に応能応益家賃に統一する。なお、南部川村で家賃が高くなる住宅については、一定期間経過措置後に一元化をするという案でさせていただけたらと考えてございます。

公営住宅、改良住宅の入居条件とは、そこにあるとおりでございます。戸数全体では、南部町公営住宅94戸と改良住宅99戸、合わせて193戸の住宅がございます。南部川村は合わせて16戸の住宅。これが現状でございます。

以下38ページ、39ページにそれぞれの団地別の住宅の状況、建築年度等添付をしております。

以上で農林関係、商工観光関係、建設関係の協議第19号から21号の説明を終わらせていただきます。

玉井議長 どうもありがとうございました。

事務局から説明がありましたように、提案されました協議項目は役場が現在行っている事務事業の細部にわたるものです。当協議会におきましては、南部町と南部川村の合併に向けて、事務担当部門が調整していく方向づけとして協議、確認をしていきたいと、こういうふうに思いますので、どうかよろしく願い申し上げます。

この協議事項につきまして、提案があった次回の協議会で協議、確認の手順となっていきますけれども、ただいまのこの説明についてのご意見、ご質問を今承っておきたいと思っております。

3つの件、一括してございませんか。

それでは、協議事項については、委員の皆さん方でそれぞれ検討をしていただき、次回の協議会で協議をお願いいたしたいと思います。よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

玉井議長 以上をもちまして協議事項の提案及び審議を終わりたいと思います。
続きまして、 の確認事項について事務局から説明をお願いします。

小谷事務局長 恐れ入ります。資料の一番最後40ページに次回協議会の開催についてということ
で、資料を添付させていただいております。一番上側は15年3月27日、本日の会議です。それから、
今後の日程ですけれども、15年4月は南部町議会議員選挙がございますので、協議会をお休みとし
たいと思います。それから、第5回の協議会につきましては、平成15年5月中旬とさせていただい
てございます。ちょっと日程の関係でまだ細かい詰めができておりませんので、日程が決まりまし
たら委員の皆様方にお知らせしたいと思います。

なお、一般住民の方につきましては、紀伊民報、日高新報等を通じて広告を出してお知らせした
いと思います。なお、第5回、5月の合併協議会、場所につきましては、南部川村保健福祉センタ
ーの方で行いたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

玉井議長 ありがとうございます。

次回の合併協議会は5月中旬と、南部川村保健福祉センターで行うと、こういうことございま
す。

それでは、委員の皆さん方からほかにこの機会に何かご意見、ご提案ございませんか。

特になければ本日大変ご多忙にもかかわらずご出席いただきまして、まことにありがとうございます
ございます。会議の運営にご協力を賜りましたことを厚くお礼を申し上げます。

では、閉会に当たり、合併協議会副会長、南部町長からごあいさつがございます。

山崎副会長 実質的に南部川村の議会選挙がありましての初めての協議会であります。大変ご熱
心に長時間ご検討をいただきました。

ただ、名前の件がいつまでかかっても良いというわけじゃないんでありまして、実は今役場の業
務は南部町と南部川村も税のことも、それから住民基本台帳、それからもろもろのことが全部コン
ピューターに入っているわけです。この作業は1カ月や2カ月では実はできないんです。したが
いまして、漢字の「南部」にするのか、平仮名の「みなべ」にするかだけでも、その訂正だけでも相
当な時間を要する。また、皆さん方にどれくらいお金が要るかというのは、大変なびっくりするほ
どのお金が要るんですが、これは若干国からの交付税等の措置もあるんですけれども、少なくとも
南部町の議会の選挙がありますけれども、事務局としてはできたら4月中ぐらいに方向を決めてい
ただきませんとという気持ちがあります。

これはしかし、公式に決めていただくことでもありますし、先ほどいみじくもC委員さんからお話がありましたように、庁舎もそれから名前も、本当は全部ここが庁舎で、名前も旧南部町の「南部町」ということについては、そういうことだけで実は法定協議会がだめになっておるんです。実はちょっと話させて頂きますが、きのう私、東京で会議があったのですが、小豆島の3町のその真ん中の町に池田町というのがあるんですが、その町長さんと私非常に昵懇にさせていただいて、ある会合で一緒になりました。「弱っているんや」と。「真ん中で、名前と庁舎でもう壊れてしもうて。しかし、合併せんわけにはいかんし、2つでやろうと思っても、真ん中やからどっちへ行ったらええやらわかん。こんなつらいことないんで、やせてしもうたよ」と、やせてはなかったんですが、そんな話がありました。

それほど私はやっぱり名前だとかいうような形については、よほどお互いの、中家議長がおっしゃいましたように、相手の気持ちを忖度するという気持ちでないといけないのではないかと。いろいろと漢字にもあるいは仮名にも、私は両方良いところあると思うんですが、まことに特に立田委員長さんには申しわけないでありますけど、できるだけ早くとせかすわけじゃありません。しかし、できましたら4月中にお願いしたいんですが、選挙の関係もあるでしょう。したがって、その辺のことはありますけれども、10月1日に合併をしようと思いますと、それぐらいの事務の予定がございませんとできませんので、その辺ひとつお含みおきをいただきたいと思えます。

なお、それから先ほどからいろいろお話をいただきましたが、これからのポイントは、こういう今の事務の詰めは大体こうしようということで、中とってやるということじゃありませんで、どちらかに合わせていくというような形になりますし、また、特に調整の難しいことは、2年なら2年間延ばしていこうとか。これだけは、例えば水道料金なんかにしてもほとんど違いはありませんけれども、これは無理に南部町に合わすとか南部川村に合わすことをしなくてもいいわけです。そういう調整は、これは事務局がありますから、これをいちいち協議会にかけておったんでは、皆さん方も大変でしょうし、事務方も大変だろう。その辺はある意味では、協議会を尊重させていただきながらこの調整をとってまいりたいと思えますので、ご了解を賜りたいと思えます。

問題は新町計画ですよね。私も今回の一般質問で、「それは新町計画で考えましょうや」ということを、答弁逃れをしたわけじゃないんです。幾つかのご提案をいただいた中に、「それは新町計画の中で、その新町計画に盛るか盛らんか考えませんか」という答弁を3つ4つさせていただきました。南部川村も同じようなことではないかなと、こういうふうに思います。これからのポイントは、新町計画をどういうふうにするのか。はっきり言うて、目玉がないんです。これをやったらごみの問題解決できるとか、そういうふうな目立ったものがない。しかし、それだけに福祉とか環境の問題でありますとかというふうなところに、きめ細かくどう対応するかというようなことができるでしょうし、また、南部町と南部川村の10年先を見越した計画でありますから、いろいろと地域開発の面でも、あるいは文化財等というような問題でも、いろいろまたあろうかと思えます。

そういう点ではどうぞひとつお考えいただきまして、何もかも終わったというのは、ハードの面ではほとんど終わったと言えるかもわかりませんが、いろいろの課題があろうかと思えますので、今後はそういうことについて、どうぞ皆さん、いろいろのご意見をお持ちをいただきまして、

きょうは話がありましたように、議会でありますとか、婦人会でありますとか、あるいは農振でありますとか、そういうところのご意見も聞いていただいて、ひとつご提案をいただければ大変ありがたいと思います。

本当に皆さん、お忙しいところを長時間ありがとうございました。今後ともよろしく願いいたします。

玉井議長 どうもありがとうございました。

これで、本日の議事日程はすべて終了いたしました。大変ご苦労さんでございました。

閉会します。

事務局 玉井議長さん、ご苦労さまでした。

事務局から連絡をさせていただきます。

4月は南部町議会議員選挙のため休会となり、次回協議会は5月中旬の予定です。

本日はどうもご苦労さまでした。

午後3時30分 終了

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを確認し、ここに署名する。

南部町・南部川村合併協議会議長

南部町・南部川村合併協議会委員

南部町・南部川村合併協議会委員